

# 在宅医療 BCP 策定促進研修事業業務委託

## 仕 様 書 (案)

### 1 適用範囲

本仕様書は、委託者 千葉県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に業務委託した「在宅医療 BCP 策定促進研修事業業務委託」（以下「本業務」という。）に適用される。

### 2 本業務の目的

県民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療提供体制の整備促進が求められている。

本事業は、在宅医療に係る業務継続計画(BCP)の策定を促進するために、在宅医療を行う病院や診療所に対し、BCP 策定の目的・必要性、リスクアセスメントや業務影響分析の方法、BCP 策定のための具体的な手順等について研修会を実施し BCP の策定を支援することで、災害時において継続的に適切な在宅医療を提供できる体制整備を進めることを目的とする。

### 3 本業務の内容

本業務では、以下のとおり、座学形式の研修を実施する。

なお、業務の実施にあたっては、常に千葉県内の在宅医療に関する現状や在宅医療に関連する国の法令や通知、検討状況を十分に把握すること。

#### （1）業務内容

##### ア 研修の周知・募集に関すること

- ・ 県内関係医療機関、県医師会・県内地区医師会に対する文書その他の手法による研修の周知・募集案内の送付
- ・ 応募の受付及び受講者の決定

##### イ 研修の実施に関すること

- ・ 座学研修の日程設定並びに研修会場及び必要な通信環境等の確保
- ・ 座学研修の企画及びテキストの作成
- ・ 座学研修講師の選定及び連絡調整
- ・ 座学研修当日の運営

##### ウ 研修の修了確認に関すること

- ・ 受講者の受講状況の管理
- ・ 修了予定者名簿の作成及び県への送付

##### エ その他業務の遂行にあたり必要なこと

- ・ 研修に関する問い合わせ対応等

#### （2）上記業務内容に係る留意事項

##### ア 研修の実施について

下記内容を基本とし、県の承認を得た上、実施すること。

(ア) 研修の規模

500名（医療機関あたり2名まで、1回の研修で250医療機関）程度とすること。

※ プロポーザルでの提案内容を基に県と協議、打合せを行った上で内容・回数を決定し、実施する。

(イ) 研修対象者

県内の在宅医療を行う病院、診療所

(ウ) 研修方式

オンライン形式とする。

(エ) 受講者の費用負担について

参加費は無料とする。なお、オンライン形式による座学研修受講のための通信環境に要する費用や交通費等は受講者負担とするが、受講にあたり有料のアプリケーションの使用等、通常の通信環境外の費用負担を受講者に求めないこと。

イ 研修の周知・募集方法について

(ア) 千葉県オープンデータサイトで公開している病院名簿及び診療所名簿に掲載されている医療機関のうち、下記に該当するものを除外し、募集案内の送付及び受講者のとりまとめを行うこと。

a 次に挙げる診療科のみを標榜している医療機関

産科・産婦人科・歯科・皮膚科・アレルギー科・美容整形外科・形成外科・放射線科・精神科・心療内科・耳鼻咽喉科・眼科・透析科

b 診療所として届出されている民間企業の医務室

c 診療所として届出されている特別養護老人ホームや障害者福祉施設の医務室

d 日本赤十字社の血液センター、刑務所内診療所、自衛隊駐屯所医務室、保健所

(イ) 上記の周知方法に限らず、各種ネットワークやSNSを活用し、研修対象者への周知を行うこと。

ウ 研修内容の企画及び講師の選定について

(ア) 研修内容の企画にあたっては、別紙1のテーマに加えて、本業務の目的達成に必要な項目を盛り込んだ研修内容とし、研修内容について事前に県の承認を得ること。

(イ) 講師については、受講者に対して必要かつ適切な知識・技巧等の提供ができる者を選定し、県の承認を得ること。

(ウ) 研修を行うにあたり、受講者が集中して受講できるように努めるとともに、受講者が必要かつ適切な知識・技巧等を習得できる回数・方法で実施すること。

また、必要に応じてフォローアップやグループワーク等を取り入れること。

エ その他研修の運営について

上記内容以外にも、配信の事前準備、機器・研修資料等の準備・送付、講師の対応、日程の決定等、研修の運営に必要な業務全てを行うこと。

#### 4 職員

本業務を施行するに当たり、乙は、甲の意図及び目的を十分理解した上で、経験のある職員を配置し、かつ適切な人員を配置して、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。

## 5 業務の範囲及び監督

- (1) 乙は、業務の遂行にあたり、当該契約に基づき、甲と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 乙は、本業務の施行上疑義が生じた事項、仕様書に明記していない事項については、甲と協議を行い、その指示に従わなければならない。

## 6 成果品の提出

乙は、事業実績等を記載した以下の成果品を、別に甲が定める期日までに提出する。

- (1) 業務完了報告書 電子媒体：一式

業務完了報告書には研修の日時・講師の一覧、研修申込者及び受講状況の一覧、研修修了者の一覧を添付すること。

- (2) 研修テキスト 電子媒体：一式

- (3) その他 本事業で使用・配付した資料等 一式

使用・配付した資料と同媒体による提出を基本とする。

## 別紙 1

### 1 在宅医療 BCP 策定促進研修事業の研修内容の留意事項について

本事業は、在宅医療に係る業務継続計画(BCP)の策定を促進するために、在宅医療を行う病院や診療所に対し、BCP 策定の目的・必要性、リスクアセスメントや業務影響分析の方法、BCP 策定のための具体的な手順等について、研修会を実施する。

また、より実行性の高い BCP を策定するために、施設の所在地域や施設基準、現時点の BCP 策定状況など、BCP 策定に当たって条件が近しいグループに分かれ、災害における地域の特性や課題を調査・分析を行い、分析結果と座学研修で学んだ策定手順等に基づき、BCP の骨格を作成することとする。

### 2 在宅医療 BCP 策定促進研修事業業務委託座学研修テーマについて 研修は必ず以下のテーマを達成できる内容・回数とすること。

#### 県全体研修（1日程度）

テーマ	学習項目（例）
在宅医療BCP策定の目的・必要性	在宅医療BCPの策定が求められる背景、県内の災害事例 等
在宅医療BCP策定の手引き	策定・管理のためのステップ（計画を誰がどう作り、どう管理するのか） 等

#### グループワーク研修（2日間程度）

テーマ	学習項目（例）
在宅医療BCPの策定方法	在宅医療BCP策定のための具体的な手順 等
課題の洗い出し	各医療機関が抱える主な災害の種類や被害、課題の洗い出し 等
在宅医療BCP骨格作成	骨格の作成